

概要(実績評価書のポイント)

施策目標Ⅲ－1－2

最低賃金引上げに向けた
中小企業・小規模事業者への支援をすること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

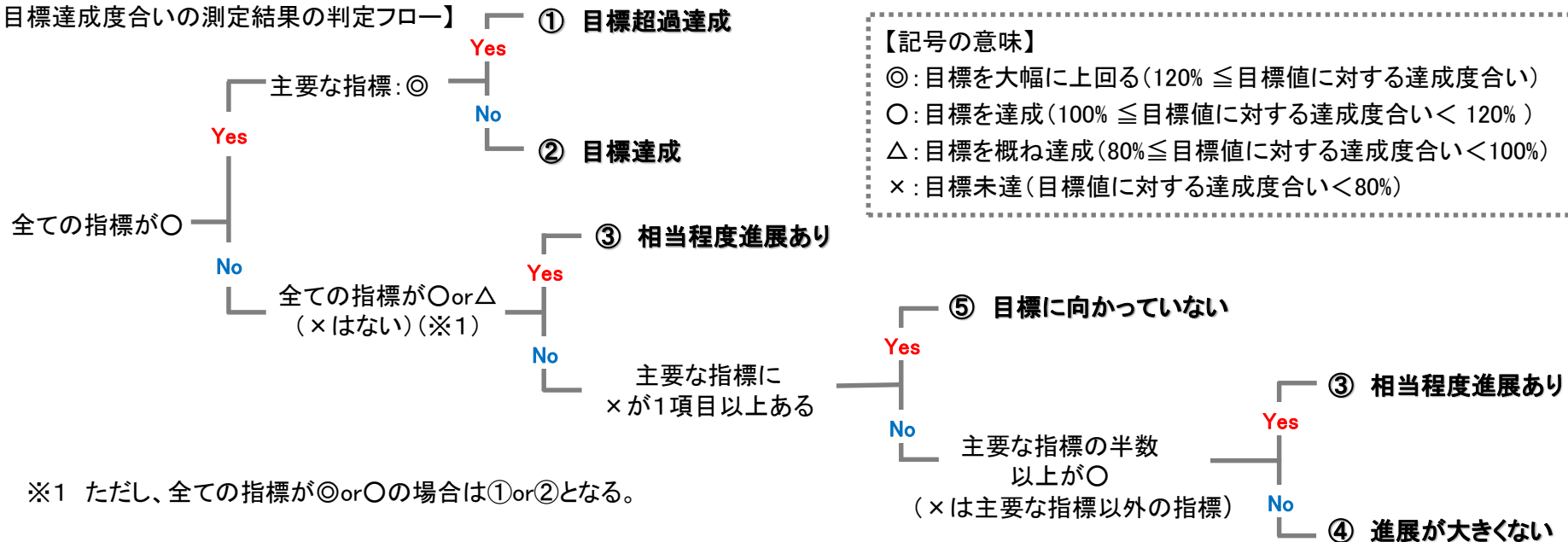
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-1-2）

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1：労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2：最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること

現状（背景）

1. 最低賃金の状況

- ・「経済財政運営と改革の方針2022」（R4年6月7日閣議決定）において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるため、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とされている。
- ・地域別最低賃金額は、R3年度は、全国加重平均で対前年度28円引上げの930円であり、近年は上昇傾向にある。

課 題 1

最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要がある

達成目標1 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策の実施

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 業務改善助成金の支給決定件数（アウトプット）

2 指標1の内訳（アウトプット）

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 卸売業・小売業 | ④ 製造業 |
| ② 宿泊業、飲食サービス業 | ⑤ 医療、福祉 |
| ③ サービス業
（他に分類されないもの） | ⑥ 生活関連
サービス業、娯楽業 |

3 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について、賃上げを行った割合（アウトカム）

【参考指標】

目標値を設定せず、実績値のみ記載

- | |
|---|
| 4 最低賃金特設サイト（最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ）の閲覧数 |
| 5 最低賃金の引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率（産業計、①～⑥） |
| 6 常用労働者の時間当たり所定内給与額の第1二十分位数（下位5%） |

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅲ-1-2）

赤字は主要な指標

総合判定

【指標1】業務改善助成金の支給決定件数(アウトプット)

目標達成率429% ⇒「◎」

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【指標2】指標1の内数(①卸売業・小売業、②宿泊業・飲食サービス業、③サービス業(他に分類されないもの)、④製造業、⑤医療・福祉、⑥生活関連サービス業・娯楽業)

《目標達成率》⇒「◎」

①216%、②481%、③249%、
④475%、⑤817%、⑥1,077%

【総合判定】 B

(達成に向けて進展あり)

【指標3】業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について賃金引上げを行った割合(アウトカム)

目標達成率83.9% ⇒「(△)」
(H29年度～R2年度の平均)

(判定理由)

・ 全ての指標が◎or△ ⇒ ③

施策の分析(有効性の評価)

- ・ 指標1及び指標2は、累次の要件緩和・特例コースの新設等により、目標を大きく上回る支給決定となった。
- ・ いずれの事業場においても、生産性向上に資する設備投資等が行われ、事業場内最低賃金の引上げが図られた。
- ・ **業務改善助成金制度は有効に機能しているものと評価できる。**
- ・ 指標3は、令和3年度実績値は集計中だが、目標値に満たないと考えられるものの、業務改善助成金の支給により一定程度の賃金引上げが行われていることが確認できる。
- ・ **業務改善助成金は、他の労働者への賃上げ波及に一定程度の効果があると考えられる。**

施策の分析(効率性の評価)

- ・ 指標1～指標3について、業務改善助成金の支給件数が大幅に増え、執行率も上がった。
- ・ 業務改善助成金は賃上げ補填ではなく、生産性向上への支援であること。
- ・ また、支給の際には、賃金の引上げを確認した上で、適切に支給している。

効率的に施策を実施していると評価できる

施策の分析(現状分析)

- ・ 業務改善助成金の支給件数は、令和3年度は大幅に増え、指標2の業種別においても目標値を大幅に上回った。
- ・ 累次の要件緩和等により、様々な業種に支援が行き渡ったものと考えられる。
- ・ 指標3においても一定の有効性が認められたが、指標3は、対象とする賃金額の範囲について、その時点における最低賃金額の政府目標等を踏まえながら設定する必要があり、年度によって対象が異なっている。
- ・ そのため、指標3は経年でモニタリングすることになじまないと考えられる一方、賃上げの波及効果を把握することは重要であることから、適切な指標の設定を検討していく必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- 指標1及び指標2は、引き続き当該指標を維持しつつ、予算額の状況を見ながら、適切に目標値を設定する。
- 指標3は、「助成事業場において、時間給1,000円未満の労働者のうち、賃金引上げが行われた労働者の割合」とするなど、より適切な指標への差し替えを検討する。

最低賃金について

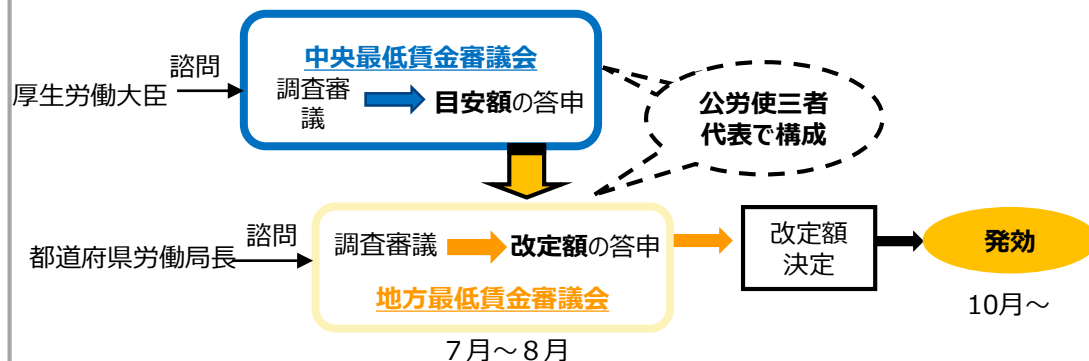
- 最低賃金については、これまで賃上げしやすい環境を整備しつつ、全国加重平均1000円となることを目指し、引上げに取り組んできた。
- 物価が上昇する中で、官民が協力して、最低賃金の引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していく。

地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
改定額（円）	764円	780円	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円
引上げ額（円）	15円	16円	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円
引上げ率（%）	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%

最低賃金決定の流れ

中央は、全都道府県を経済指標に基づきA～Dの4ランクに分けて、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 （令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただく必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2022 （令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

業務改善助成金の概要

※ 令和4年度当初(11.9億円)＋令和3年度繰越分(125.7億円)＝137.6億円

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ・事業場規模100人以下

【助成率】3/4（4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

※（）内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

【助成対象の特例的な拡充・要件緩和】

○設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～）

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、自動車、PC等を対象として認める。

- ・乗車定員11人以上の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入

○人材育成・教育訓練の要件緩和（R3.10.1～）

- ・上限30万円まで⇒上限50万円まで

【助成上限額】(R3.8.1～) 45円コース及び引上げ人数10人以上のメニューを増設

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(※1)	120万円	180万円	300万円	600万円

※1 コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して30%減）又は事業場内最賃900円未満の場合のみ対象

◆ 別途、令和3年度補正予算（135億円）において、コロナ禍で特に影響を受けている事業者を対象に、上限を100万円として助成対象経費の範囲を拡大することとした特例コースを措置。

令和３年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充について

業務改善助成金については、令和３年夏以降、以下のとおり、累次の要件緩和・拡充を実施。

令和３年 ８月１日～	● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大７人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円） ● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（大型自動車、パソコン・タブレット等）
令和３年 10月１日～	● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
令和４年 １月13日～	● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）<u>も助成対象として認める特例コースを新設。</u>